

スキームの概要

< 中小企業再生型信託スキーム（RCC チェック型） >

概要

RCC の信託機能等を活用し、再生可能性のある中小企業等の不良債権を RCC に信託し、RCC が企業再生のための助言等を行うとともに、再建計画の進捗状況を確認することを通じ、その再生をサポートするスキーム

スキーム

(1) 信託の目的

中小企業の再生可能性の追求。

(2) RCC への信託対象

主要行の再生可能性のある（キャッシュフローのある）破綻懸念先中小企業等向け不良債権

(3) 信託債権の管理

RCC に信託された債権の管理の一部は持込銀行に委託し、持込銀行は引き続き債権の日常的なメンテナンスを行う。

(4) 信託期間中のRCCの受託業務

銀行から再建計画の提出を受け、当該計画の検証を行うとともに、その進捗状況を確認。必要に応じ銀行に対し助言を行いつつ、その再生可能性について追求。

（注）銀行は、債務者との間で再建計画を策定。

(5) 信託の終了（信託期間：3年程度最大5年）

- ・ 再生により信託終了（銀行取引継続）
- ・ 再生不可の場合は、RCC への売却等により最終処理

< 中小企業再生型信託スキーム（RCC 関与型） >

概要

RCCの信託・買取機能等を活用し、再生可能性のある中小企業等の不良債権をRCCに集約、RCCが再建計画に積極的に関与することにより、その再生をサポートするスキーム。

スキーム

(6) 信託の目的

中小企業の再生可能性の追求。

(7) RCCへの信託・買取対象（主として、非メイン行の債権）

主要行の再生可能性のある（キャッシュフローのある）破綻懸念先中小企業等向け不良債権

(8) 債権の管理

メイン行が引き続き債権を有する場合は、当該行が日常的なメンテナンスを行う。

(9) 信託期間中のRCCの業務

債権を集約化し、再建計画の策定に積極的に関与。計画実行についても進捗管理。

（注）メイン行が引き続き債権を有する場合は、RCCと協力し、再建計画を策定。

(10) 信託の終了（信託期間：3年程度最大5年）

- ・ 再生により信託終了（銀行取引継続）
- ・ 再生不可の場合は、RCCへの売却等により最終処理